

大阪市における「押印見直し」の取組

■概 要

市民の負担軽減とオンライン化推進のため、次のとおり、市民（個人・法人）が本市に書面で行う申請などの各種手続きにおける押印を見直す。

■方 針

- 認印は全て廃止
- 実印（登録印・登記印）も精査し、必要性がない場合は廃止
- 署名も原則不要
 - ・ 押印や署名の見直しにより、原則「記名」により手続き可とする。
 - ・ 個人が対象の手続き・法人が対象の手続きともに見直す。
- 令和2年度中に見直しを完了
 - ・ 窓口配付・ホームページ掲載の申請書等の押印欄を削除